

児童扶養手当と障害年金の 子の加算の取り扱いが変更に

平成 23 年 4 月 1 日から、児童扶養手当額と障害基礎年金の子加算額を比較して、どちらが多い方を受給できるようになりました。受給には、他にも要件があり申請が必要です。申請する人は事前にお問い合わせください。

☎福祉課児童福祉係 ☎ 985-4114

子ども支援教育相談

県教育委員会は、発育や発達に不安のある子どもの保護者を対象に養育や教育の相談活動を実施しています。

日時 6月29日(水)・30日(木)

会場 愛媛県総合社会福祉会館

申し込み 在籍する幼稚園、保育所、小・中学校または学校教育課へ所定の用紙(提出先にあり)を提出してください。

☎学校教育課学校教育係 ☎ 985-4134

2012 成人式 実行委員募集

2012 成人式の企画・運営をする実行委員を募集します。

●募集人員 15 人程度

●応募資格 松前町に住民登録または外国人登録のある平成 3 年 4 月 2 日～4 年 4 月 1 日生まれの人で実行委員会と当日(24 年 1 月 8 日)に出席できる人

●活動期間 23 年 7 月下旬～当日

※月 1 回程度、実行委員会を開催します

●活動内容 イベントの企画、運営、司会進行、記念品の選定など

●申し込み方法

電話か FAX で住所・氏名・電話番号を 6 月 24 日(金)までにお知らせください。

●申込先 社会教育課生涯学習係

☎ 985-4135 FAX985-4149

国民年金保険料の納付は 口座振替・クレジットカードで

国民年金保険料は、納め忘れの防止や、金融機関に行く手間が省ける口座振替やクレジットカード納付がおすすめです。なお、過去の未払い分については利用できませんのでご了承ください。

《口座振替》

▼申し込み方法

年金手帳または納付書、通帳、金融機関の届出印を持参し、金融機関または年金事務所へお申し込みください。

※口座振替日は翌月末です。

※口座振替で「早割」(当月末振替の口座振替)を選択すると、毎月の保険料が 50 円割引になります。

☎町民課住民係 ☎ 985-4106

松山西年金事務所国民年金課 ☎ 925-5175

町民税の納税方法をお知らせします

年金を受給している人へ

●65 歳になる人

本年度 65 歳になる年金受給者(昭和 20 年 4 月 2 日～21 年 4 月 1 日以前に生まれた人)は、10 月の年金支給分から、町民税が年金から特別徴収されます。

●65 歳以上の人

すでに年金から特別徴収で納め

ている人(平成 22 年 4 月 1 日現在で 65 歳以上)は、8 月で仮徴収が終了し、10 月から本徴収が始まります。対象者には 6 月に納税通知書を送付しますので、ご確認ください。

☎町民税係 ☎ 985-4110

税務課町民税係 ☎ 985-4110

蛇口から あふれるぼくらの 夢・未来

6月1日～7日

水道週間

水は限りある資源です。毎日の暮らしの中で水の使い方に無駄がないか見直してみましょう。

水を大切に

●歯磨き 水を流したまま磨くと 30 秒間で約 6 リットルの水を使います。コップにくめば約 0.6 リットルですみます。

●洗濯 お風呂の残り湯を使いましょう。温かい水なら洗浄効果も高まります。残り湯は、庭木の水やりや、まき水にも利用できます。

●洗車 ホースを使って洗車した場合、20 分で約 240 リットルの水を使います。バケツにくめば約 30 リットルですみます。

漏水していませんか

使用水量が多いと思ったら、漏水しているかもしれません。次のように調べてみましょう。

① 家の蛇口を全部閉める。②水道メーターのパイロット(銀色の丸いもの)が回っていないか確認。パイロットが少しでも回っていたら漏水の疑いがあります。漏水修理は町指定給水装置工事事業者が修理センター(☎ 984-6569)へ依頼してください。

☎上下水道課 (料金に関すること) ☎ 985-4133
(工事に関すること) ☎ 985-4229

郷土を美しくする清掃

7月7日(木) 14 時～
(雨天中止)

塩屋海岸、北黒田・新立海岸、義農公園、国道 56 号
県道、福德泉公園、町民グラウンド、松前公園

昭和 45 年から続いている「郷土を美しくする清掃」は、本年で 42 回目を迎えます。

町内の海岸、公園、道路などにあるごみ、空き缶、雑草などを取り除く清掃活動を、本年も一斉に実施します。皆さんの近所や事業所の周りもあわせて清掃し、私たちの町を私たちの手で美しくしましょう。

☎町民課ごみ対策係 ☎ 985-4117

介護保険サービス利用者へ 負担軽減制度をご利用ください

社会福祉法人等による利用者負担軽減

市町村が認めた所得の低い人に
対して、社会福祉法人などが介護
サービス利用料を軽減します。

▼対象者

① 次の全てを満たす人

- ② 世帯全員が町民税非課税
- ③ 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
- ④ 預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下

⑤ 日常生活のための資産以外に資産がない

⑥ 負担能力のある親族などに扶養されていない

▼介護保険料を滞納していない

⑦ 生活保護受給者

▼対象サービス

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、特別養護老人ホームなど

▼軽減割合

⑧ に該当する人

介護サービス利用料、食費と居住費（滞在費）

・老齢福祉年金受給者 1／2

・それ以外の人 1／4

⑧ に該当する人
個室の居住費（滞在費）の全額

介護保険負担限度額認定

介護保険施設などに入所・入院
している人や、短期入所を利用する
人の食費や居住費（滞在費）の負担
が軽減されます。

▼対象者

① 町民税非課税世帯

② 生活保護受給者

▼対象サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人
ホーム）、介護老人保健施設、
介護療養型医療施設、短期入所

▼軽減割合

対象者によって段階的に軽減割合
が異なります。詳しくはお問い
合せてください。

▼申請方法

保険課または現在利用している
介護保険サービス施設の担当者、
担当の介護支援専門員などにご相
談ください。

※現在対象者として認定されてい
る人も、認定の有効期限は6月30
日（木）までですので、再度申請を
してください。

⑨ 保険課介護保険係

☎ 985-4115

町営住宅の入居者を募集します

▼入居申し込み資格

次の①～⑨の条件を全て満たす
必要があります。

① 町内に住所または勤務場所があ
ること

② 同居または同居しようとする親
族（事実上婚姻関係と同様の事情
にある人や近く婚約する婚約者を
含む）があること。家族を故意ま
たは不自然に分割や合併する世帯
の申し込みはできません。

※次のいずれかに該当する人は単
身入居が認められます。

▽60歳以上（経過措置あり）の人
▽身体障がい者（1～4級）▽生活
保護受給者など

③ 入居しようとする世帯員の収入
合計額が法令で定められた基準内
であること

④ 現在、住宅に困窮していること
が明らかなこと

⑤ 市町村税を滞納していないこと

⑥ 暴力団員でないこと

⑦ 町営住宅の明け渡しを求められ
たことがないこと

⑧ 契約時に当初家賃2カ月分の敷
金を納められること

⑨ 入居契約時に次の条件をすべて
満たす連帯保証人（2人）が連署で
きること

▽町内に住所のある人▽連帯保証

人はそれぞれ別世帯の人であるこ
と▽入居決定者と同程度以上の収
入があること

▼家賃 毎年度、入居者の所得状
況などにより算定します。

▼申込書の交付・受付期間

6月1日（水）～6月15日（水）

※申込書に、世帯全員の住民票の
写し、平成21年度（平成20年中の
所得）の所得証明書と地方税など
の完納証明書の添付が必要です。

⑩ まちづくり課町営住宅係

☎ 985-4122

募集住宅名	階層	部屋数	浴室	トイレ	共益費
江川住宅 418号	2階	3DK	あり	水洗	2,000円/月
平松住宅 147号	3階	2DK	なし	水洗	あり
堅田住宅 1-4号	1・2階	2DK	あり(狭い)	汲取り	なし
堅田住宅 1-17号	1・2階	2DK	あり(狭い)	汲取り	なし

※堅田住宅 1-4号は、リフォームが完成する8月1日以降の入居となります。
※江川住宅、堅田住宅の浴槽・給湯設備などは入居者負担となります。
※平松住宅、堅田住宅のテレビ用アンテナは、入居者負担となります。
※駐車場はありません。

放課後児童クラブ指導補助員を募集します

▼業務内容 体育レクリエーショ
ン、学習活動、児童の生活指導な
ど

▼募集人員 6人程度

▼年齢要件 18歳以上70歳未満

（昭和16年4月2日～平成5年4
月1日生まれの人）

▼任用期間 23年7月21日～24年
3月31日

▼勤務日・勤務時間

① 夏、冬、春休み ② 振替休業日
（年に数回） ③ その他（児童クラ
ブ指導員と相談） 8時30分～18
時の午前午後シフト制

▼免許・資格など 高等学校か中

等教育学校を卒業し、児童の育成
及び指導に熱意をもっている人
☆教諭、保育士の有資格者歓迎

▼報酬 時給 864円

▼任用決定 面接

▼申し込み方法 履歴書（市販の
もので可）と資格証のある人はそ
の写しを福祉課児童福祉係へ持参
してください。

▼締め切り 6月27日（月）

▼面接日 本人に通知します。

▼面接場所 役場庁舎

⑪ 福祉課児童福祉係

☎ 985-4114

計量器定期検査

はかりを取引または証明に使用する人は、計
量法により2年に1度の定期検査が義務付けら
れています。定期検査を必ず受験してください。

日 時	場 所
6月7日② 10時～14時	東公民館
6月8日② 10時～14時	北公民館
6月9日② 10時～14時	西公民館
6月10日③ 10時～15時	松前町役場

種類	ひょう量 （最大計量値）	手数料 （1個あたり）
電気式はかり	100kg以下 （1/10,000以上） （1/10,000未満）	1,400円 2,800円
	250kg以下 500kg以下 1t以下	1,800円 2,200円 3,100円
棒はかり 直線目盛はかり		250円
その他の 手動式はかり	100kg以下	500円
	250kg以下 500kg以下	900円 1,500円

※高精度のはかりの場合、手数料が2倍になる場合あり

☎ 産業課商工水産観光係 985-4120
愛媛県計量検定所 ☎ 947-4001

環境のため、子どもたちのため しない、させない、不法投棄

河川などへの不法投棄が続発していま
す。不法投棄は環境悪化を招き、子ども
たちに正しいマナーが育ちません。不法
投棄をしない意識や環境をつくりましょ
う。不法投棄は法律で禁じられています。
不法投棄ごみを発見したとき、投棄現場
を目撃したときは、町民課ごみ対策係（☎
985-4117）にご連絡ください。



アスベスト含有調査・除去費用を助成します

民間建築物のアスベスト含有
調査と除去に要する経費を助成し
ます。

▼補助対象者

・アスベスト含有調査または除去
を行う住宅または建築物の所有者
・対象建築物について、国や地方
公共団体などから同様の補助金を
受けていない人

▼補助金額

・アスベスト含有調査：1棟につ
き25万円を限度（1検体あたり約
8万円、1棟あたり25万円）

※アスベスト有の判定だった場
合、アスベスト含有量調査を行う

こと。

・アスベスト除去：補助対象経
費に3分の2を乗じて得た額
（100万円を限度）

▼分析調査補助件数

・アスベスト含有調査：約3検体
（予定・先着順）
・アスベスト除去：1件（先着順）

▼申請期限

平成23年12月28日（水）

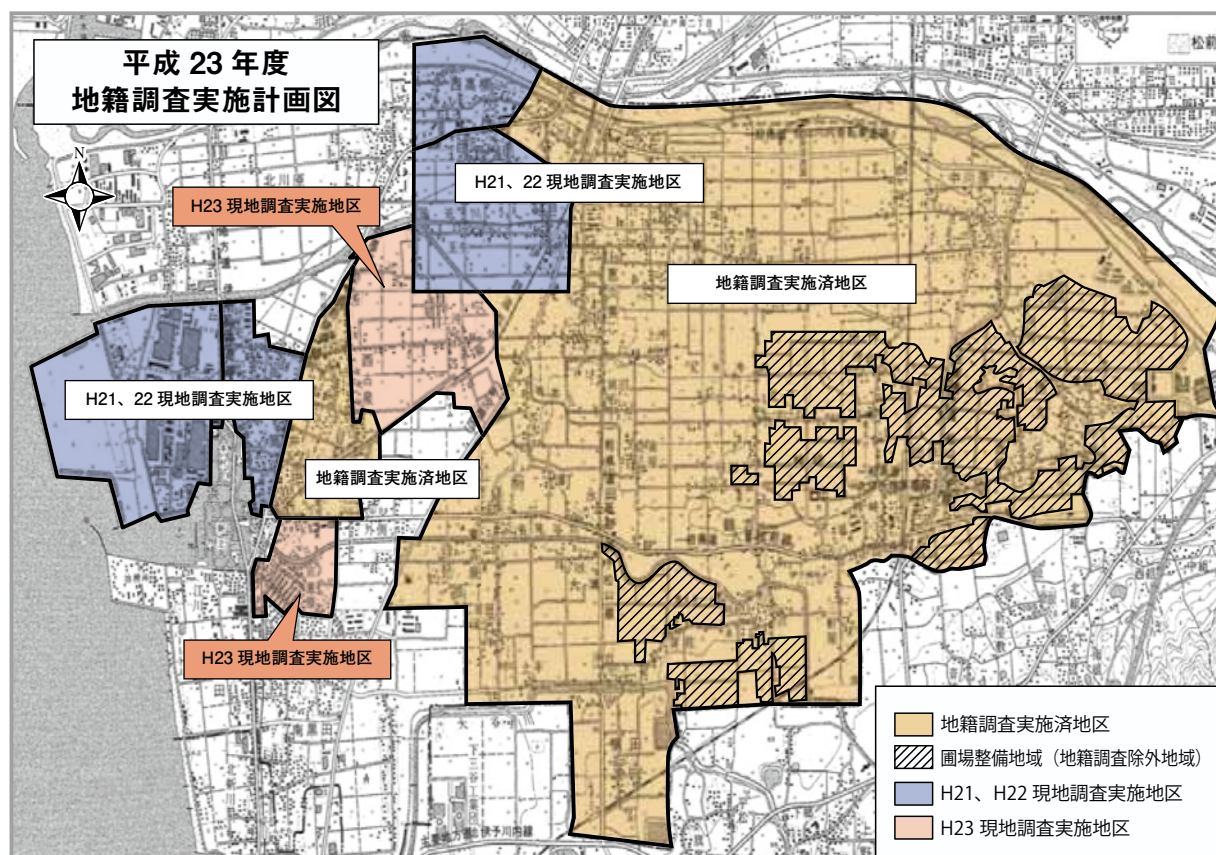
※提出書類など、詳しくは町ホー
ムページをご覧ください。お問
い合わせください。

⑫ 町民課生活環境係

☎ 985-4117

地籍調査実施中

平成23年度は西古泉、東古泉、北川原、筒井、浜、北黒田の一部を調査します



●地籍調査とは

土地に関する戸籍調査ともいえるべき基礎的な調査です。現在、法務局に保管されている登記簿や付属地図は、明治・大正期に作成されたものが多く、土地の実態を正確に把握できないことがあります。そこで、次の調査を行い、登記簿や付属地図を修正します。

- ① 所在、地番、地目と境界の調査
- ② 登記簿に記載された所有者の表示に関する確認
- ③ 境界の測量と面積の測定

●実施状況

平成5年度から地籍調査を実施し、現在までに上図黄色色の地区の調査が終了しました。■色の地区については、引き続き閲覧などを実施します。本年度の現地調査は、■色の「西古泉、東古泉、北川原、筒井の一部地区」と「筒井、浜、北黒田の一部地区」です。

●土地所有者へのごお願い

調査の中で重要な一筆地調査は、土地所有者に現地で境界を確認してもらう作業で皆さんの協力が必要です。対象者には事前に説明会の案内を送りますので、参加してください。

●産業課国土調査係

☎ 985-4127

ひまわりの苗を無料配布します

松前町の花「ひまわり」に親しんでもらうため、苗を無料配布します。

日時 6月9日(木) 9時～12時

なくなり次第終了します。

場所 松前公園老人広場

品種 グッドスマイル(草丈40～50センチ)

1人5株までです。入れ物は各自でご用意ください。



☎ 総務課企画政策係 ☎ 985-4103